

# 令和5年度富山県小規模事業者 事業継続力強化補助金

何か起きてからでは遅い！  
今のうちに備えましょう。

自然災害の発生に備えて、**事前対策**に取り組む  
小規模事業者に対し、必要となる経費を補助します。

大雨に備えて  
対策をしたい。

停電しても、業務用  
の冷蔵庫や機械を  
使えるようにしてく  
は。

地震から事業所を  
守るために、制震  
装置を設置しよう。

積雪荷重から  
倉庫を守りたい。



## 対象要件

	(1)計画策定枠	(2)計画実行枠
補助対象者	県内に主たる事業所のある小規模事業者 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他：20人以下	
補助対象事業	・事業継続力強化計画策定のための 専門家派遣等	・事業継続力強化計画で必要とした設 備の購入、設置、移設 ・訓練の実施
補助率	3分の2以内	
補助上限額	20万円	100万円
	※共同申請の場合は、事業者数×補助上限額。 ただし、上限は520万円。	

## 対象経費の例

計画策定のための専門家謝金、無停電電源装置、蓄電システム、制震・免震装置、防水シャッター、土嚢、止水版、排水ポンプ、小型除雪機訓練を実施する会場使用料、その他防災・減災に資するもの。

【汎用性や設置義務のあるものは対象外です。】

\* 補助対象になるかなど、ご不明なことは事業所の所在する地域を管轄する商工会議所  
又は商工会にお問い合わせください。

## 公募期間

**令和5年5月29日（月）～8月4日（金）**

※両方の枠を活用する場合、策定枠は6月28日までに申請が必要です

## 提出書類

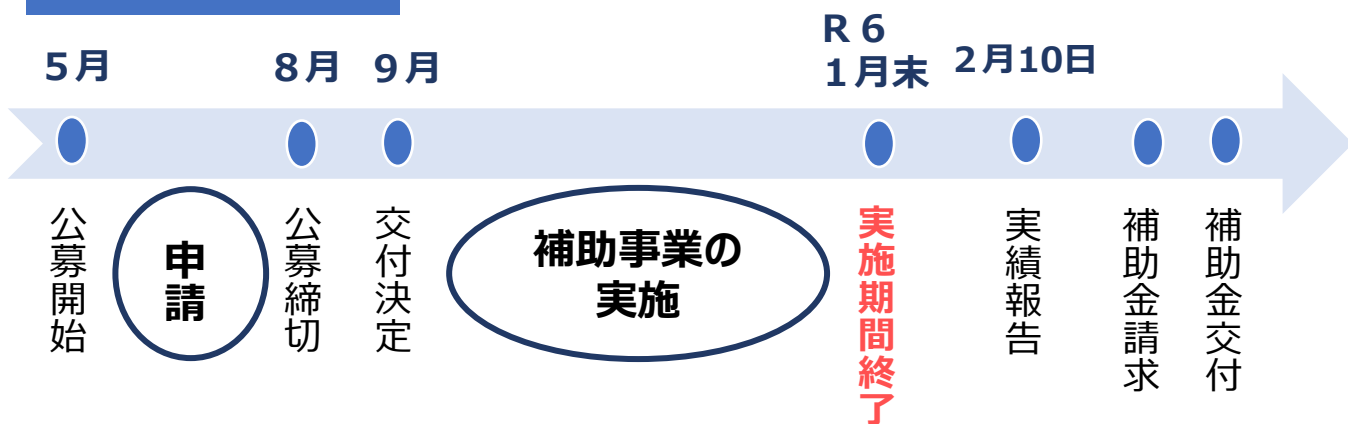
### ◆ 申請書類

(計画実行枠の場合)

- ◆ 経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画
- ◆ 事業継続力強化計画の認定通知書

各様式は、地域の商工会議所、富山県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

## スケジュール



### 注意事項

R6.1.31までに事業の完了（支払いまで）が必要です。  
交付決定前にすでに実施している事業、他の補助金の交付を受けて実施した事業は対象外です。

## 申請先・お問い合わせ先

最寄りの商工会議所又は商工会が窓口です。

申請に必要な書類を郵送等にて提出してください。

(商工会の管轄地域の事業者は、最寄りの商工会にご相談のうえ、県商工会連合会に提出)

※会員、非会員問わず申請可能です。

**【富山県商工会連合会】** 詳細はホームページをご覧ください。

TEL:076-441-2716 URL:<<https://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/>>